

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、京都産業大学（以下「本学」という。）において遂行する学術研究において求められる研究者の倫理的基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究者」とは、本学において研究活動に従事する者をいい、学生であっても、研究にかかわるときは「研究者」に準ずるものとする。
- (2) 「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定をいい、それに付随する事項を含むものとする。
- (3) 「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見を公表するすべての行為を含むものとする。
- (4) 「人を対象とする研究」とは、研究者が、人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集して行う研究をいう。
- (5) 「研究活動上の不正行為」とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為であり、次に掲げるものをいう。

ア 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん又は盗用

(ア) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(イ) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(ウ) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

イ 二重投稿、不適切なオーサーシップ等、前記ア以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

- (6) 「研究評価者」とは、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績等の評価に関わる研究者をいう。
- (7) 「研究倫理に係る研修等」とは、不正防止を目的として行う研修又は研究倫理教育をいう。

(研究の基本)

第3条 研究者は、本学において遂行する学術研究が、社会の負託に応えるべき公共的かつ公益的な知的生産活動であることを真摯に受け止め、自らを律しながら、持続的な学術研究を通じて科学の発展に寄与し、本学が社会から信頼と尊敬を得る大学として存在することを目的として、研究に取り組まなければならない。

2 研究者は、誠意と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、他からの圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

- 3 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- 4 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約、国内の法令、告示、指針、本学諸規程等を遵守しなければならない。

(研究者の姿勢)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

- 2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努め、それを尊重しなければならない。
- 3 研究者は、共に研究を進める研究者間において、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。
- 4 研究者は、研究協力者、研究支援者、研究上のデータ提供者等に対しては、誠意をもって接しなければならない。
- 5 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生に研究上又は教育上、あるいはその両方の不利益を与えないよう十分な配慮をしなければならない。
- 6 研究者は、自己の研究計画について、分かり易く、明瞭に説明できるよう努めなければならない。
- 7 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

第2章 資料・データの収集及び材料等の安全管理

(情報、データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

- 2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。
- 3 研究者が「人を対象とする研究」を行う場合は、安心・安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(説明責任と提供者の同意)

第6条 研究者が「人を対象とする研究」を行う場合、研究目的、研究成果の発表方法等研究計画について、あるいは提供者に対し何らかの身体的、精神的負担又は苦痛を伴うことが予見される場合におけるその予見される状況について、提供者に対してできるだけ分かり易く説明しなければならない。

- 2 研究者が「人を対象とする研究」を行う場合、提供者の明確な同意を得なければならない。
- 3 提供者からの同意は、原則として事前に文書でもって行うものとし、研究者は、その記録を適切な期間保管しなければならない。
- 4 提供者が同意を撤回したときは、その情報、データ等を廃棄しなければならない。
- 5 研究者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者から同意を得なければならない。
- 6 研究者は、提供者から当該個人の情報、データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。
- 7 研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集する場合は、この規程の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。また研究者は、必要があるときは、研究目的等を提供者に直接説明しなければならない。
- 8 研究者は、授業等教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、あらかじめ受講生の同意を得ることを原則とし、研究者は、個人の情報、データ等の提供の有無により、受講生に成績評価等において不利益を与えてはならない。

(審査の申請)

第7条 研究者は、本学において、「人を対象とする研究」を行う場合、事前に研究計画を添えて研究倫理委員会委員長に申請しなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

2 個人情報保護に関しては、学校法人京都産業大学個人情報保護規程の定めるところによる。

(情報、データ等の利用及び管理)

第9条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切な期間保管し、発表内容に関する資料、情報、データ等は、所属機関又は研究内容等の変更の有無にかかわらず、発表後概ね5年程度保管しなければならない。ただし、法令又は他の定めがある場合はそれに従うものとする。

3 保管する資料、情報、データ等は、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

4 研究者は、国外に技術や貨物の提供等を行う場合の管理については、京都産業大学安全保障輸出管理規程の定めるところによる。

(材料等の安全管理)

第10条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等並びに薬品・材料等を用いるときは、関係する取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた廃棄物、使用済みの材料等について、責任をもって最終処理を適切にしなければならない。

3 病原体等を扱う研究を行う場合の安全管理に関しては、京都産業大学生物災害等防止安全管理規程の定めるところによる。

第3章 研究成果の公表

(研究成果発表)

第11条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

(オーサーシップ)

第12条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップが認められる。

(不正行為の禁止と防止)

第13条 研究者は、研究成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼を喪失する行為であることを自覚し、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為をしてはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究成果の発表に際し、先行研究を精査のうえ尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

3 研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、盗用等の不正行為とみなされる恐れがあるため、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用を行うことを心がけ、真摯な表現をしなければならない。

4 研究者は、研究者倫理に関する知識の修得や規範意識の向上を目的として、研究者倫理及び研究活

動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

(不正行為への対応)

第14条 研究者の、研究活動における不正行為への対応については、京都産業大学研究活動における不正行為への対応に関する規程の定めるところによる。

第4章 研究費の執行

(研究費の適正執行)

第15条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な執行に努め、その負託に応えなくてはならない。

2 研究者は、研究費の使用に当たっては、法令、当該研究費の使用規程、及び本学における研究費執行に関する規程等を遵守しなければならない。

3 研究者は、研究費の執行を機関管理により行い、証憑類を適切に取り扱わなければならない。

4 研究者は、実績報告において、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(謝礼の提供)

第16条 研究者が、提供者に対し謝礼として金品を提供する場合、その金品は社会通念上妥当な範囲で定めるものとし、その受け払いについて適切な管理をしなければならない。

(不正執行への対応)

第17条 研究費執行における不正行為の防止に関することは、京都産業大学研究費執行における不正防止規程の定めるところによる。

第5章 他者の研究評価

(他者の研究評価)

第18条 研究評価者は、被評価者に対して予断を持つことなく、誠意をもって評価しなければならない。

2 研究評価者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。

3 研究評価者は、当該業績に関する秘密を保持しなければならない。

第6章 研究倫理管理体制

(本学の責務)

第19条 本学は、この規程の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理意識の向上を図るための啓発活動、倫理教育を実施するとともに、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。

(最高管理責任者)

第20条 本学の研究活動、研究費の執行・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究活動における不正行為が行われ、又はその恐れがある場合、厳正かつ適切に対応しなければならない。

(統括管理責任者)

第21条 本学の研究活動における不正行為、研究費執行の不正行為防止等に関して、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について機関全体を統括するために統括管理責任者を置き、副学長より学長が指名する者1名をもって充てる。

2 統括管理責任者は、本学の研究活動における不正行為、研究費執行の不正行為防止等に関し総括し、研究活動の不正行為及び研究費の不正執行に関する通報等を受けたときは、予備調査を実施する

など適切に対処しなければならない。

(執行管理責任者)

第22条 本学の研究活動における不正行為、研究費執行の不正防止等に関して、実質的な責任と権限をもつ者として執行管理責任者を置き、研究機構長をもって充てる。

2 執行管理責任者はコンプライアンス推進及び研究倫理教育実施に関する責務を負う。

3 執行管理責任者は研究費の執行管理を通じて、不正行為の防止に努めなければならない。

4 執行管理責任者は研究者に対し、研究倫理に係る研修等を定期的に行わなければならない。

5 執行管理責任者は研究者及び本学の構成員に対し、研究公正に向けての意識の向上と浸透を図ることを目的として啓発活動を定期的に行わなければならない。

(研究者の責任)

第23条 研究者は、この規程及び執行管理責任者の指導等に従い、この規程に基づいて行われる調査等に協力しなければならない。

2 研究者は、前条第4項に規定する研究倫理に係る研修等について、自ら定期的に受講し、不正行為の防止に努めなければならない。

(窓口担当者)

第24条 本学は、研究に関して、不正行為の通報、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。

2 通報、苦情、相談等に対応するための窓口担当者は、総務部課長（総務担当）をもって充てる。

(研究倫理委員会)

第25条 本学の責務を実効あるものにするため、本規程の運用及びその他研究倫理に関して必要な事項は研究倫理委員会において審議し、研究倫理委員会委員長はその審議結果を、研究機構運営委員会委員長に報告するものとする。

第7章 その他

(事務)

第26条 この規程に関する事務は、研究機構において行う。

(改廃)

第27条 この規程の改廃は、研究機構運営委員会の議を経て、部局長会で決定する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。